

(お知らせ) 微量PCB汚染廃電気機器等の無害化処理に係る大臣認定について

平成24年5月21日(月)

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部

産業廃棄物課

代 表 : 03-3581-3351 直 通 : 03-5501-3156

課 長 : 廣木 雅史 (内線 6871) 技術専門官 : 窪田 哲也 (内線 6876) 担 当 : 三浦 博信 (内線 6880)

廃棄物処理法に基づき、微量PCB汚染廃電気機器等無害化処理に係る大臣認 定を行いましたので、お知らせします。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定に基づき、微量ポリ塩化ビフェニル 汚染廃電気機器等について高度な技術を用いた無害化処理を行い、又は行おう とする者は、環境大臣の認定を受けることができることとされています。

この度、下記の者からの申請に基づき、5月21日付けで認定を行いましたのでお知らせします。

1. 認定取得者

- (1)住所、名称、代表者の氏名兵庫県神戸市長田区苅藻島町一丁目1番28号神戸環境クリエート株式会社 代表取締役 山本 宏光
- (3) 施設の種類 廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の焼却施設
- (4) 処理を行う廃棄物の種類 廃ポリ塩化ビフェニル等(微量ポリ塩化ビフェニル汚染絶縁油に限る。)
- (5) 処理の方法 焼却(ロータリーキルン及びストーカ炉燃焼方法)



- (6) 処理能力 1日当たり7.1キロリットル
- 認定年月日
 平成24年5月21日
- 3. その他

本認定は、微量PCB汚染廃電気機器等無害化処理認定としては、財団法人愛媛県廃棄物処理センター(平成22年6月認定)、光和精鉱株式会社(平成22年12月認定)、株式会社クレハ環境(平成23年2月認定)、東京臨海リサイクルパワー株式会社(平成23年6月)、エコシステム秋田株式会社(平成23年11月)に続き、6件目となります。



(お知らせ) 微量PCB汚染廃電気機器等の無害化処理に係る大臣認定について

平成24年6月7日(木)

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部

産業廃棄物課

代 表 : 03-3581-3351 直 通 : 03-5501-3156

課 長 : 廣木 雅史 (内線 6871) 技術専門官 : 窪田 哲也 (内線 6876) 担 当 : 三浦 博信 (内線 6880)

廃棄物処理法に基づき、微量PCB汚染廃電気機器等無害化処理に係る大臣認定を行いましたので、お知らせします。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定に基づき、微量ポリ塩化ビフェニル 汚染廃電気機器等について高度な技術を用いた無害化処理を行い、又は行おう とする者は、環境大臣の認定を受けることができることとされています。

この度、下記の者からの申請に基づき、6月7日付けで認定を行いましたので お知らせします。

1. 認定取得者

- (1)住所、名称、代表者の氏名富山県富山市婦中町吉谷3番地3株式会社富山環境整備 代表取締役 松浦 英樹
- (2)施設設置場所 富山県富山市婦中町吉谷字殿山2番1外9筆
- (3) 施設の種類 廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の焼却施設
- (4) 処理を行う廃棄物の種類(いずれも微量ポリ塩化ビフェニル汚染絶縁油に係るものに限る。)



- ア 廃ポリ塩化ビフェニル等
- イ ポリ塩化ビフェニル汚染物(次に掲げるもの)
 - 廃電気機器(変圧器、リアクトル、変成器及び変流器に限る。)
 - 絶縁油搬入に用いたドラム缶
- (5) 処理の方法

焼却(ロータリーキルン式焼却炉及び固定床炉(二次燃焼炉を含む。))

(6) 処理能力

ア 廃ポリ塩化ビフェニル等 1日当たり14.4キロリットルイ ポリ塩化ビフェニル汚染物 1日当たり6.4トン

- 2. 認定年月日 平成24年6月7日
- 3. その他

本認定は、微量PCB汚染廃電気機器等無害化処理認定としては、財団法人愛媛県廃棄物処理センター(平成22年6月認定)、光和精鉱株式会社(平成22年12月認定)、株式会社クレハ環境(平成23年2月認定)、東京臨海リサイクルパワー株式会社(平成23年6月)、エコシステム秋田株式会社(平成23年11月)、神戸環境クリエート株式会社(平成24年5月)に続き、7件目となります。